

阿見町議会会議録

平成29年第1回臨時会

(平成29年2月9日)

阿見町議会

平成29年第1回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(2月9日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第1号から議案第3号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	7
・議案第4号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	8
・議案第5号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	14
・議案第6号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	19
・議員提出議案第1号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	20
○閉 会	21

第 1 回 臨 時 会

阿見町告示第17号

平成29年第1回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年1月27日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成29年2月9日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (4) 社整中部道第5－1号中央地内道路改築工事請負契約について
- (5) 阿見中学校校舎設備改修工事請負契約について
- (6) 町道路線の認定について

第 1 号

[2 月 9 日]

平成29年第1回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年2月9日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
17番	倉持松雄君

○欠席議員

16番	吉田憲市君
18番	佐藤幸明君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君
町民生活部長	篠原尚彦君

保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
管財課長	飯村弘一君
子ども家庭課長兼 児童館長	青山広美君
道路公園課長	大塚康夫君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	朝日良一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成29年第1回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成29年2月9日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第4号 社整中部道第5－1号中央地内道路改築工事請負契約について
- 日程第6 議案第5号 阿見中学校校舎設備改修工事請負契約について
- 日程第7 議案第6号 町道路線の認定について
- 日程第8 議員提出議案第1号 地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例の一部改正について

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第1回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 井田真一君

4番 高野好央君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出されました案件は、町長提出議案第1号から議案第6号のほか、議員提出議案第1号、以上7件であります。

次に、監査委員から平成28年11月分から平成28年12月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
議案第3号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（紙井和美君） 次に日程第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上3件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） みなさん、おはようございます。平成29年第1回の臨時会に、議員各位にはお忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今朝は雪ということで、3年前のあの大雪のことをちょっと思い出しましたが、本当にこのぐらいで、雪は積もらないという状況で本当によかったなと、そう思います。

それでは、議案第1号から第3号までの専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

議案第1号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

本案は、平成28年7月10日午後8時40分ごろ、阿見町立吉原小学校の体育館で行われていたバドミントンクラブの練習中、給水のため、校舎の前の水飲み場に向かう際、選挙投票所に設置されていたスロープにつまずき転倒したことにより、相手方の右足のすねに創傷のけがを負わせたもので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

続きまして、議案第2号及び第3号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

本案は、平成28年11月9日午後3時ごろ、阿見町南平台保育所駐車場において、保育所フェ

ンスに固定していた看板が強風により飛ばされ、駐車中の2台の車両に接触したことにより、車体の一部を破損する損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第3号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第3号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第4号 社整中部道第5-1号中央地内道路改築工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第4号、社整中部道第5-1号中央地内道路改築工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第4号、社整中部道第5-1号中央地内道路改築工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、阿見小学校東側にある町道第0104号線の改築工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年8月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配布しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） おはようございます。

この議案なんですけども、この地域、私なんかもね、大分前から言われていて、町のほうにも大分言っていたところなんですけども、やっと改善されるということなんですけども、この入札書取書ですね、部分で、4社のね、入札があって、変な話なんですけども、一番高い金額のところ花落したというね、非常にこれは珍しいんじゃないかと思うんですけども。

前期も入札の問題でね、特別委員会等々をつくって、いろいろお話ししたんですけども、この最低制限価格制度、これについて、やっぱりこういった問題が起きるんじゃないかと思うんですよ。ほかの3社でも、やはりしっかり工事ができる金額で、もちろんたたき出していると思うんですけども、この最低制限価格制度ですね、これについてちょっと、やはり、これは問題があるんじゃないかと私は思うんですけども、ちょっと町のほうの見解をお伺いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 今回の中央地内の道路改築工事の入札につきましては、結果的に一番高い業者が落札したことはなりますが、今回、御存じのとおり、ランダム係数というものを使ってまして、今回、ランダム係数が1を超えました。その関係で、一番高い業者が落札したということです。

ランダム係数が1以下であれば、当然この中で下の者が落札したというふうに考えられます。

一応、今回については、ランダム係数による結果で、このような形になったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっとお伺いしたいんですけども。今、部長のほうでランダム係数が1を超えたということでそうなったという話なんですけども、これ、具体的に、そのランダム係数が1を超える、超えない、超えたらどういう状態になるんだ、越えなければどういう状態になるんだというのを、もうちょっとわかりやすく説明してもらいたいんですけども。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

ランダム係数と申しますのは、最低制限価格の透明性を持たせるために基準で決めてございまして、やり方でございますけれども、入札会場において、入札参加者にくじを引いていただいて、ランダム係数を決定しております。ということですので、最低ですと0.005、最高ですと1.005までの範囲で、ランダム係数が決まることとなります。

これを最低制限基本価格に掛けて決定いたしますので、1を超える場合は、一番高い者が受注することがあるということになります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、今の話では、くじを引いてもらって、そのくじを引いたところが1より高かった——くじというのは、1人だけ引くんですか、それとも全員が引くんですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

くじはですね、縦方向、横方向で、2人ずつ引いていただきます。それで、合ったところが表になってございまして、1から5まで番号が縦横振ってございまして、初めの方が1番を引いて次の方が4番を引けば、その合ったところがランダム係数というふうな決め方をしてございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ということは、みんなでくじ引いて、その縦軸と横軸の重なったところが1を超えていたため、こういう状態になってしまったというわけですか。なるほどね。

そのランダム係数ね、前も聞いたんですけども、わかりました。

結局、最低制限価格制度は、そういう形でやるしかないわけなんですかね。普通、単純に考えれば、入札っていうと、一番、変な話ですけどね、安い人が落札するっていうのはありますけれども、安いと、安かろう悪かろうということもあって、最低制限価格制度を設けるっていう話は前に聞いたんですけども、実際、その最低制限価格制度をこれからもね、ランダム係数で1以上になるってことも含めて、やはり高い金額で落札するっていうことも十分あり得ると思うんですよ。ですから、これからのことも考えて、最低制限価格制度、これを、町としてはずっと維持していくのでしょうか、ちょっとそれを伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

最低制限価格制度につきましてはですね、いわゆるたたき合いになる現象を避けるというよ

うなことで設けております。これは、品確法にもありますように、ダンピング受注は避けなさいというようなこともございまして、それを避けるために設けてある制度でございます。これにつきましては、国交省でも適正に準用しなさいというようなことをうたわれておりますので、この制度を使っております。

この制度はですね、元請業者だけではなく、下請業者にしわ寄せが行かないようにということも含めて、町としてはこれ以下の価格では、そういったことにしわ寄せが行くというような考えから用いてるものですので、今後も採用していくというような考えでございます。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。

ほかに質疑は。11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私もこれね、阿見小学校のということで、ずっとね、いろいろな部分で関心を持っていた中でですね、12月に確かね、いつだかちょっと私も忘れましたが、1回目というか、公告したのを、一度出したのを、何か引っ込めたみたいになっているというふうに思いますが、その内容についてちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園課長大塚康夫君。

○道路公園課長（大塚康夫君） はい、お答えいたします。

こちらのほうは、一般競争入札で公告をかけまして、入札のほう、募集したわけですが、業者のですね、選定基準、こちらのほうが誤りがあったものですから、一回取り下げて、再度案内をし直したということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 選定基準の、ちょっと何ですか、内容っていうか、よくその辺のところをちょっと説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園課長大塚康夫君。

○道路公園課長（大塚康夫君） お答えいたします。

こちらのほうはですね、額によりましてですね、ランクが決められます。Aランク、Bランク等が、入札に参加できる業者さんのランクが決まるわけですが、こちらのほうですね、ちょっとぎりぎりのラインということで、当初ですね、町内に本社のある、点数でいいますと650点以上というようなことで、申し込みつつ公告をかけたわけですが、実際にはそれがちょっと誤りがありまして、町内業者につきましては750点以上ということで、竜ヶ崎の工事事務所管内、こちらのほうに本社を擁する業者につきまして、850点以上というようなことで、その辺で訂正をかけさせてもらいました。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうすると、AランクとBランクかな、そこら辺のぎりぎりっていうことで、650点と750点の差があったっていうことなんですがね、これ、何ですか、今までやはり、こういうことがあったのかどうかね、これからやっぱり、その辺のところを、やっぱりきちんと正確にやっていったほうがいいっていうふうに思うんですがね。

あと、最初の公告から次のをして、今、今回の入札になったというふうに思いますが、何か、私見てて、その期間がちょっと長いのかなというふうに思ってたんですが、ただそれだけの期間で、ちょっと公告の時期が、1回目と2回目、違ったんですが、長い時間が要したような気がするんですが、その辺のところはどうなんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

こちらの物件につきましては、やはり、議会の日程ということもございますので、もう1本、教育委員会のほうで上げた物件がございましたので、そちらと一緒にということで、合わせたものでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） じゃあ、もう一度、先ほどの永井議員の件なんですが、何ですか、最低と1.005と0.995だっけ、その差の、今回のやつに当てはめるとね、例えば何ですか、ランダム係数も含めね、今度の件はどういう計算になってるのか、わかればちょっと教えていただけますかね。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい。計算の方法になりますので、ちょっとうまく説明できるかどうかわかりませんが、ちょっと御説明させていただきます。

もともとですね、最低制限基本価格というのを算出いたします。これにつきましては、最低制限価格規則に基づいて——最低制限価格制度事務取扱規程に基づいて、算出しているものでございます。

工事の直接工事費に10分の9.5を掛けたもの、それと、共通仮設費に10分の9を乗じたもの、現場管理費に10分の8を乗じたもの、それと、一般管理費の額に10分の5.5を掛けたもの、それを全部加算しまして、最低制限基本価格というのを算出します。これに、ランダム係数を掛けて算出したものが最低制限価格というようなことになります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私が聞いたやつと違うんでね。これ、最低制限が4,825万になっておりますよね。それで、今度のランダム係数はわかってるわけですよね。そうした場合に、ラ

ランダム係数を掛けてこの金額にして、ランダム係数になると、最低と最高の0.995と1.005の金額は、どういう計算で幾らになるんですかってことを聞いてんです。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

ランダム係数につきましては、ちょっとこの場では、お答えを差し控えさせていただいているようになってます。で、そのランダム係数の算出の仕方については、先ほど永井議員のほうに御説明したとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） これ、ランダム係数は、入札のとき、業者さんはみんなわかっているわけですよね。そういう中でこれ、何で、ここでは開示っちゃうか、できないんですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

一応ですね、入札に取り扱っているものですので、基本的に、情報公開の請求ではお見せするというようなことになると思いますがけれども、ちょっと、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第4号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第5号 阿見中学校校舎設備改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第5号、阿見中学校校舎設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第5号、阿見中学校校舎設備改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、阿見中学校空調設備及びトイレの老朽化に伴う改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成29年10月31日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配布しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まずですね、入札書取書を見させていただいているんですけども、5社が応札したと。それで、予定価格はね、1億6,000万、71万入りますけどもね、それと比べるとね、結構高く入れている業者があるんですよ。

過去、学校の大規模改修に実績のある業者があります。1,000万以上近くですね、高いわけですよ。で、先ほどのね、入札の書取書を見ると、大分、入札予定価格からね、低い金額で応札しているんですよ。そうすると、この予定価格そのものに問題があるのか、それとも違う要因なのか、これは執行部としてはどういうふうに考えてますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。

予定価格につきましては、国交省の基準だったり県の基準であったり、そういったところから算出しているもので、どこの業者がどういう受注をしても受注できるというような基準価格を設定しているものでございます。

そういった観点から、応札札といたしますのは、基本的には業者さんができる価格を、工事をできる価格を札に入れてくるものと考えております。ですので、その開きについては、受注される業者さんの資材の状況でありますとか、手持ちの労働者さんのこととかも、いろいろあ

と思いますので、その開きについては、ちょっと、私どもでは判断するのは難しいかというふうに考えてございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今度のこの入札は、指名競争入札ですか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

一般競争入札でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ですからですね、通常私は、先ほど課長がね、答弁したように理解をしてるわけですよ。つまり、通常の見積もりをする力のある業者であるならば、いわゆる予定価格と大きく異ならないと、こういう推測というかな、そのもとに、多分、入札の事務も取り扱ってるんだろうと思うし。

一般競争入札、つまりね、いやいや指名された、昔はですよ、いやいや指名されたので、断るのも何だかっていうんで、高くね、応札する場合もあるというようなこともあるというふうに聞いておりますけども、今回は、これは一般競争入札なんですよ。それで、1,000万以上のね、1,300万ぐらい違うかな、第1回目が一番高く入れたところと一番低かったところを比べると、1億6,000万とか1億、そのぐらいのあれでね、1,300万もね、見積もりが異なるというのは、ちょっとね、私としては理不尽なんですよ。

そうは言ってもね、業者はそれぞれ、自分の手持ちでやってくるんだろうってことは、つまり、関彰あるいは飯村、ここに入札書取書に書いてありますので具体的な会社名を挙げますけれども、この相当高く入れた会社は、見積もり誤りがあったっていう形になりますか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） お答えいたします。

そういうことはないと思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい、それでは次に行きます。で、入札のことはそういうことにしましてですね、次。

この阿見中学校の校舎、大規模改修ですよ。今回は、山田空調設備という会社が落札をして、工事をやっていただくという形になるんですけども、これは以前からですね、朝日中学校、本郷小学校、大規模改修工事がありましたけれども、そのときに議会で大きな議論になったのは、建設工事、それから空調設備、電気工事、つまり、分離入札をするのか一括の入札をするのかという形で、大きな議論に過去なっております。

今回は一括ということで入札にかけたようではございますけれども、一括にしたということの、まず、どうして一括にしたかっていうことを教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

工事名でもおわかりと思いますけれども、今回は阿見中学校設備改修工事という工事名でございまして、今回の工事の内容につきましては、トイレの改修工事と、それから、ガス・空調設備工事が内容でございまして、ほとんどが管工事でございますので、管工事をしている業者、主たる工事ということで一本、設備一括発注ということにいたしました。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうしますと、過去ですね、大規模改修で、分離で発注した工事がございます。この場合と今回の場合はどういうふうに違いますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） 過去の工事というのは、朝日中学校ということでよろしいでしょうか。朝日中学校の場合はですね、トイレ改修と、やっぱり空調設備工事を発注したわけなんですけれども、本郷小学校とか阿見中学校、あるいは朝日中学校との違いはですね、阿見中学校、本郷小学校は、都市ガス配管がそばまで来ております。比較した結果、ガスヒートポンプ方式のほうが安価であるということがございましたので、そういたしました。

朝日中学校の場合には、ガスの都市ガス配管が近くまで来ておりませんで、ガスの供給業者と協議した結果、費用対効果が認められないので、それについては供給できませんということになったわけでございます。で、電気式の空調ということに選択設定したわけでございます。

2つに分けた結果につきましては、管工事と電気工事に分けたということでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ちょっと別なことを聞こうと思ったんですけど、次長の答弁にガス会社との協議ということがあったものですから、ちょっと聞きますけども。

これもちょうどね、朝日中学校の工事のときにですね、いろいろやりとりがありました。そのときに必ず協議の内容というのは、記録に残っているはずだということになっておりまして、私は情報公開をとったんですけど、文書不存在でした。それは、協議はしたけども記録に残さなかったっていうことですか。そういう、つまり公のインフラをする企業とのですね、やりとりは記録に残さないという文化が、この阿見町の行政の手続の中にはあるということですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、こういう、例えば工事の内容を決める段階の中で、都市ガス業者と協議はもちろんしているわけなんですけども、それについての協議書については、特にございません。ほとんど相対の協議、あるいは電話協議ということでございますので、記録は残ってございません。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それは残すべきだと私は思います。行政の文化を変えてですね、必ずそういうものについては記録を残すということを、まずお願いしたいと思います。

で、別な問題ですけれども、本来のこれに戻りますけれども。そうすると、工事の内容を見るとね、建築工事、それから管工事、電気工事と、それぞれ工事の内容があります。当然、工事をするわけですから、建設も入るわけですね。それぞれの割合というのはどのぐらいだっというふうに試算してるんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

阿見中学校の校舎設備工事のことでございます。建築がですね、約二十四、五％、電気が約七％ぐらいです。管工事・機械設備工事が約70％でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい、わかりました。

そうすると、管工事が圧倒的に——これは金額ベースですよ、金額ベースね。管工事が圧倒的に多いということで、今回は管工事業の一般競争入札ということでやったということですね。

それで、さっきね、お答えいただかなかったんですけども、直接本件とは関係ないんですが、まあ本件とも関係あるかもしれませんね、ガス式でやってるわけですから、当然協議をしていると思うんですよ。協議をするのかな、したのかな、そうだな、してやってると思うんですけども、そういった、つまりインフラの会社、あるいは相手方とやりとりした協議というのは、今後、記録に残すということを、これ、今回も残ってるかどうかわからないんですけども、記録に残すということで理解していいですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答えいたします。

協議の内容にもよるかと思いますが、必ず記録を残すかどうかについては、済みません、ここではお答えできません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 大野次長ね、あのね、情報公開制度の本来の役割というのは、意思決定過程をね、透明化すると。後からそれを検討できるようにすると。

今、国会でもね、大きな問題になっています。ましてやね、こうした電気、電話会社とかガス会社とか電気会社とか、こういった非常に重要なインフラ会社とのね、やりとりは、メモであれ何であれ、全部公文書です。それを一切残さないっていうのは、後から検証できないんですよ。

だから、教育次長がね、ガス会社と口頭でやりました。こういう話をしました。それは誰が証明しますか、それに疑問を持ったときに。それは、文書で残すほかないんですよ。それは、行政としてのね、それはその、何て言うのかな、役目というかな。

そうしないと、将来これがどうだった、ああだったというね、検証をね、することが不可能になっちゃうんですよ。自分を信じてくれと言うかもしれないけれども、そうはならないわけですから、疑問を持ったときにね。

それは、教育次長、これはね、法律の趣旨からしても、そういったことを残すということをお約束できないということは、どういうことですか。教育長、ちょっと答弁してください。上司だから。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答えします。

いろんな協議にもですね、さまざまな個人情報とかいうことも、中には含まれてまいります。それは、公開できるもの公開できないものがあると思いますし、文書公開条例の7条にもあるように、そのようなことに触れるようなことであれば、それは公開できないというように私は理解してございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） あのね、趣旨をたがえてはだめですよ。私はそんなこと言ってないんですから。文書が不存在だっていうことを問題にしてるんですから。

いいですか、黒塗りにしてね、ここは個人情報だから、これは公開できないと、ここの部分は。これはね、その条例法の趣旨からいってね、そうなんですよ、それはしようがないと思ってます。不存在だから問題だつってるわけ。不存在ではだめだつってるんですよ。

そういった記録をしっかりと残すことは、後の検証に寄与すると、そういうふうにならないといけないんじゃないかと、だから残すべきだと言ってるんだけど、教育次長はいいです、

答弁は。さっきのやりとりでわかったから。

教育長，直接の上司だから，このさまざまなやりとりの記録を残すということは約束してもらえますか。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 今，海野議員からあったお話を伺ってまして，意思決定過程を残すと。大切な税金を使わせていただくわけですから，説明責任という形では，残していくことは大事であるという認識は持っております。

○議長（紙井和美君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号については，会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第5号については，原案どおり可決することに決しました。

議案第6号 町道路線の認定について

○議長（紙井和美君） 次に，日程第7，議案第6号，町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは，議案第6号の町道路線の認定について，提案理由を申し上げます。

本案は、町が計画している道の駅整備事業に伴い、事業地の外周に新設道路を整備するため、道路認定を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第6号については、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第1号 地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議員提出議案第1号、地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

17番倉持松雄君、登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） 議員提出議案第1号について、提案理由を申し上げます。

議員提出議案第1号、地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、請願の委員会審査において請願者の意見を聞く必要があると委員会が認めて出席した参考人等に支払う費用弁償について、町外在住者に支払う額が、町内在住者に支払う額よりも低くなる場合があることを解消するため、町外在住者に対しては、職員の旅費に相当する額を加算して支給するよう条例を改正するものであります。

提出者、阿見町議会議員倉持松雄。賛成者、阿見町議会議員佐藤幸明、同じく久保谷実、同じく柴原成一、同じく川畑秀慈、同じく野口雅弘。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変に御苦労さまでした。

午前10時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 井 田 真 一

署 名 員 高 野 好 央